

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第44号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1項の表 1の項右欄中「均等割額」の次に「（条例第13条の均等割額、条例第15条の 2の 2の均等割額及び条例第15条の 3の均等割額の合算額をいう。以下この表において同じ。）」を加え、同表 2の項を次のように改める。

2	世帯主及び当該世帯に属する被保険者の当該年度の初日の属する年の所得について算定した総所得金額等の合算額の見込額が、当該年度の初日の属する年の前年の所得について算定した総所得金額等の合算額に比し、10分の 8以下に減少し、かつ、次の各号のいずれか	
---	--	--

に該当するとき。ただし、前年の所得について算定した総所得金額等の合算額が 1,000万円以下の場合に限る。

(1) 基礎控除額以下

当該世帯に属する被保険者に係る所得割額（条例第13条の所得割額から同条ただし書の規定を適用しないものとして算定した同条本文の基礎賦課額と同条ただし書の規定を適用して算定した同条本文の基礎賦課額との差額を控除した額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。））、条例第15条の 2の 2の所得割額から同条ただし書の規定を適用しないものとして算定した同条本文の後期高齢者支援金等賦課額と同条ただし書の規定を適用して算定した同条本文の後期高齢者支援金等賦課額との差額を控除した額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。）及び条例第15条の 3の所得割額から同条ただし書の規定を適用しないものとして算定した同条本文の介護納付金賦課額と同条ただし書の規定を適用して算定した同条本文の介護納付金賦課額との差額を控除した額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。）の合算額をいう。以下この表において同じ。）

		から次に掲げる額の合算額を控除した額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。以下この表において「減免対象所得割額」という。）の 100分の70に相当する額 ア 第14条の 4第 1項第 1号、第 3号及び第 5号に規定する額の合算額（条例第19条の 4第 1項又は第 3項の適用がある場合に限る。） イ 第14条の 4第 2項第 1号、第 3号及び第 5号に規定する額の合算額（条例第19条の 4第 2項又は第 4項の適用がある場合に限る。） ウ 4の項右欄に掲げる所得割額（同項の適用がある場合に限る。） エ 7の項右欄に掲げる期間に対応する所得割額（同項の適用がある場合に限る。）
(2) 基礎控除額を超え、基礎控除額に基礎控除額から10万円を減じた額（以下この表において「調整額」という。）を加えた額以下	減免対象所得割額の 100分の60に相当する額	
(3) 基礎控除額に調整額を加えた額を超え、基礎控除額に、調整額に 2を乗じて得た額を加えた額以下	減免対象所得割額の 100分の55に相当する額	

(4) 基礎控除額に、調整額に 2 を乗じて得た額を加えた額を超え、基礎控除額に、調整額に 3 を乗じて得た額を加えた額以下	減免対象所得割額の 100分の50に相当する額
(5) 基礎控除額に、調整額に 3 を乗じて得た額を加えた額を超え、基礎控除額に、調整額に 5 を乗じて得た額を加えた額以下	減免対象所得割額の 100分の40に相当する額
(6) 基礎控除額に、調整額に 5 を乗じて得た額を加えた額を超え、基礎控除額に、調整額に 7 を乗じて得た額を加えた額以下	減免対象所得割額の 100分の30に相当する額

第19条第 1項の表 3の項左欄中「当該年」を「当該年度の初日の属する年」に改め、同項右欄中「減免の申請の日の直近において条例第20条の通知がなされた日以後の」を削り、同表 6の項左欄第 2号中「又は半焼」を「、半焼又は床上浸水」に改める。

附則第20条中「令和 7年 3月」を「令和 8年 3月」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7年 4月 1日から施行する。ただし、附則第20条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則第19条第 1項の表の規定は、令和 7年度分の保険料から適用し、令和 6年度分以前の保険料については、なお従前の例による。